○農林水産省告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県長野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

長野市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十五条第四項の規定に基づき、平成二十七年四月二十二日農林水産省告示第九百七号（農業災害補償法第八十五条第四項の農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
茨城県　筑西市の区域 下妻市の区域 桜川市の区域（旧岩瀬町の区域を除く。） 岐阜県　海津市の区域（旧南濃町の区域を除く。） 安八郡の内 輪之内町の区域	茨城県　筑西市の区域 下妻市の区域 常陸太田市の区域 桜川市の区域（旧岩瀬町の区域を除く。） 岐阜県　海津市の区域（旧南濃町の区域を除く。） 安八郡の内 輪之内町の区域

附　則

この告示による改正後の平成二十七年四月二十二日農林水産省告示第九百七号の規定は、平成三十年産の水稲に適用するものとし、平成二十九年以前の年産の水稲については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百七十九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、農作物基準共済掛金率、農作物共済掛金標準率、農作物通常標準被害率、農作物通常共済掛金標準率、農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率、農作物異常共済掛金標準率、農作物通常責任保険歩合、農作物異常標準被害率及び農作物再保険料率を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号（農作物基準共済掛金率等を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、平成三十年産の水稲及び陸稲に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係に適用するものとし、平成二十九年以前の年産の水稲及び陸稲並びに平成三十年以前の年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百八十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十六条第二項、第百七条第三項第一号、第百二十四条第一項第一号、第百三十五条第一号、第百三十六条第一項及び第二項並びに第百四十一条の六第一項の規定に基づき、同法第八十六条第二項の農林水産大臣が定める割合等を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十一号（農業災害補償法第八十六条第二項の農林水産大臣が定める割合等を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、平成三十年産の水稲に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係に適用するものとし、平成二十九年以前の年産の水稲に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百八十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の二十三第二項、第百三十五条第六号ロ、第百三十六条第八項及び第九項並びに第百四十一条の六第七項及び第八項の規定に基づき、園芸施設基準共済掛金率、園芸施設通常標準被害率、園芸施設再保険料基礎率甲、園芸施設再保険料基礎率乙、園芸施設保険料基礎率甲及び園芸施設保険料基礎率乙を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2　平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十二号（園芸施設基準共済掛金率等を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、平成三十年四月一日から十二月三十一日までの間に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成三十年四月一日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成三十年一月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成